

市・行政に関すること

分科会の開催

9月14日（火）午前10時から午後3時

9月22日（水）午後5時から午後9時

9月25日（土）午前9時から正午

9月27日（月）午後6時から午後9時

分科会のまとめ

課題その 市の責務	市民要望の把握、そのための情報公開と説明責任 最小の費用で最良の行政サービス 業務の外部委託と行政責任 分散と集中(民主的にしてかつ能率的な行政の確保) 行政独自の伝達組織を持っていない。嘱託員制度も市の自前の組織ではない。強制加入的な組織の存在が必要になる。 地域自治組織の問題で公民館に関する部分で一部市民の理解が浅いのではないか。 戦後から各地区合併前の公民館は、地域づくりの中心としての役割を担ってきたが、飯田市合併後は各地区自治会が先頭に立って地域課題に取り組んできた。文化、体育、広報に特化した公民館活動は見直しが必要。原点に帰るべき。
議論のポイント 論点整理 と と と と	・ 地方分権時代の地方自治体の役割を議論。 ・ 中央集権から地方分権へ移行する過渡期。 ・ 市民活動に地方分権時代の先取りをした先駆的な取り組みはあった。(公民館・自治会・地域自治組織の議論・NPO活動) その活動を市がどのように評価してきたのか。 ・ 市の責務とは何か。
出された意見	・ 行政改革の議論と重なるがやらなければならない。その観点で言うと、機構改革の歴史、縦割りの弊害、補助金行政や、陳情行政から脱却し、創意工夫をする時代。この分科会は袂を脱いでやろう。 ・ 公民館の専門職化と職員の専門性の観点から意見を言うと、教育行政はすぐれているが、公民館の専門職種でじっくり職務を遂行する必要がある。 ・ 住民の中には、行政サービスは市がやるものとの考えが多いので、分権の理念である自己決定と自己責任の拡充と言っても、市にやらされるとの考えに慣れていない。 ・ 分権化に関しては、機関委任事務で国から県へ移譲された事務が多く、市のレベルでは実感が湧かない。しかし、市は合併の旧町村単位に支所を配置し、地域の自治及び市民活動を振興してきており、現行制度を評価すべきである。 ・ 地域自治組織の検討に併せ、市も組織機構を見直すべきで、特に、縦割型を改めるべきである。

	・限られた財源を自分たちで知恵を出して使うことが理想である。
まとめ	地方分権へ移行する過渡期のなかで、従来の縦割り行政を見直し、新たな変化を再認識し、従来の国・県の縦割り、補助金行政からの脱皮と、市の自己決定、自己責任をしっかりと捉える。
論点整理 と と 議論のポイント	・大きな自治体と小さな自治体 ・高度経済成長から低経済成長 ・大量生産、大量消費、大量廃棄から資源循環型社会 ・多様な市民ニーズ ・官と民との役割分担、民で出来ることは民で（市場化テストの導入） ・業務委託について（最小の費用で最大のサービス）

出された意見	・支所が 13 支所あるが、職員が地域と連携し地域活動のサポート役を果たしている。地域も支所がよりどころとなり、集中して支所の廃止も議論しなければならないが、分散も考えなければならない。 ・公民館は社会教育施設の一つ、社会教育行政と社会教育施設を分離してきたが、混在した。教育行政とは何か、一般行政と教育行政の線が引けるのかどうか、3 から 4 年くらいで職員が異動してしまう。地域課題を公民館がやることはどうか。職員の体制に問題がある。 ・公民館は教育委員会の傘下、公民館の人事を教育長がやってよい。 ・大きな流れの中で、社会教育推進論として、視野は狭くなくても深めていく、先生と言われるほどの馬鹿でなければならない。スペシャリストの配置。 ・自治公民館との考え方の中で、公民館活動は地域の人達が企画力をつけながら行うことで、独立性が保たれる。 ・公民館の歴史を考えると、青空公民館の歴史は、農業中心の農産物販売がテーマで、その後文化や体育に特化するが、自治会は世帯が単位であるが、公民館は個人が対象。 ・施設としての役割は、健康や文化や教育面の学習活動と、地域課題、生活課題の学習などの多様化に取り組むなど公民館職員の専門性が問われている。 ・公民館の学習機能の低下で地域リーダーが育ってこない。 ・行革は大変な作業であるが、市役所改革は時代の流れである。 ・地域に任せるということは、当然、役所は少数精鋭となる。 ・公民館と自治会は車の両輪だ。 ・自治会が行政の窓口とする意見（地域自治組織の議論の中で、自治会の機能はまちづくり委員会をリードし公民館は地域活動の学びの場としての展開は必要。） ・NPO や事業所との役割分担を。 ・小さな自治体では職員を減らすことになる。その場合、官はここまでやるが。官から民への移行には、リスク（サービスの低下）を織り込んでいかなければならない。その場合、第 3 者評価の導入や、最小の費用で最大のサービスを提供することが大前提で、住民の同意や地域の同意が必要となる。 ・地域で出来ることは地域で、行政は補完の原則となる。
まとめ	まちづくりの拠点として、支所と公民館が連携して、市民活動を展開する。その上に立って 18 地域自治組織の設立をにらんで、市民と行政が

	協働し、地域で出来ることは地域で行い、行政は補完することを基本に、最小の経費で最大のサービスを提供する。そのためには、行政サービスの第 3 者評価の導入と地域住民との合意形成が肝要。
課題その 市長の責務	公約や政策を実現するために、市民の理解と合意形成 ボトムアップとトップダウンのかねあい
論点整理 と 議論のポイント	・ 市長選の公約を実現（環境文化都市） ・ 政策決定過程での政治手法(ボトムアップとトップダウン)
出された意見	・ 選挙で一番で選ばれても絶対ではない。したがって少数意見を尊重しなければならない。 ・ 任期途中で大きな争点がある場合は、その争点で選ばれたのではない。 ・ 住民の選挙で選ばれた代表者である。
まとめ	基本構想・基本計画の位置づけを大切に、公約や政策を実現するために、市民の理解と合意形成を果たす。その場合に少数意見も尊重する。
課題その 市職員の責務	市民が主役の市政運営 市民に対し、丁寧で、迅速な職務を遂行 自己研鑽と専門職員のスタッフ化 行政は専門スタッフの集団。アドバイザー的な存在と思っている。 市民参加という言葉が使われているが、行政参加、職員参加はないのか。地域活動への積極的な参加を求める必要がある。 市職員の優秀性、市長は結果的に職員をよく使っている。
論点整理 と と と と 議論のポイント	・ 職員は何処に向いて、誰に対して仕事をするのか。 ・ 期待される職員像
出された意見	・ 職務命令との関係で、職員は市長に顔を向けているのかな。 ・ 市民に顔を向けてほしい。論点で出されている が大切。
まとめ	・ 市民が主役の原則は、職員は市民に顔を向けて、市民に対して丁寧に説明責任を果たし、迅速な職務を遂行する。専門職員として常に自己研鑽をかさねる。

論点整理 議論のポイント	・ 職員の地域づくりへの参加
出された意見	・ 職場オンリーでない。
まとめ	・ 地域活動への積極的な参加を
課題その 行政運営 (1) 総合計画(基本 構想基本計画)	市民会議や市民委員会の設置(環境文化都市の政策評価) 地区計画策定委員会(環境文化都市との関係) 計画策定から市民参加 市民意識調査の実施 今の条例では市民の意見をくみ上げるシステムができていない。市民参加のルール作りが必要だ。 協働、対等というが誰と誰が協働し、また対等なのかを明確にする必要がある。 協働といって、自分たちのことは自分たちでやるというが、行政のやるべきことを市民に押し付けているだけではないのか。 行政のやるべき範囲を明確にする必要がある。 各地区の地域総合計画と市の総合計画との整合が図られていない。地域コミュニティの充実を図るためにも、地域の話の聴くことが大切だ。 市の計画の立て方が不透明。計画の段階から市民が参画できるシステムを構築し、手続をルール化すること。 行政が変われば地域が変わる。地域が変われば行政が変わる。 公共サービス＝行政といった誤った考え方がある。
論点整理 と と と 議論のポイント	・ 市民参加のルールとは ・ 計画策定から市民参加 ・ 市民意識調査
出された意見	・ 総合計画に市民参加を謳う背景として、基本構想にもとづく事業への市民参加や地域活動への参加を保障するため。 ・ アンケート調査結果など、市民意向調査のデータは一元管理し、情報の共有を図る必要がある。
まとめ	・ 計画策定から市民参加を謳う(原則とする)
論点整理 と と と 議論のポイント	・ 行政の範囲を決める ・ 協働とは
出された意見	・ 総合計画を自治体が策定するには、行政は調査資料の提出を行う。コンサルタント依存でなく必要な調査を行う。 ・ 市民会議に参加できる市民はごく一部であり、手を挙げない多数の意見を聴く機会を設けるべきである。
まとめ	・ 基礎調査は行政が行う。
論点整理 と と 議論のポイント	・ 市民会議や市民委員会の設置は必要か ・ 地域計画と飯田市計画との整合は ・ 地域計画は誰がどの時点でどのように

出された意見	・ 地区の基本構想との整合はどうなるのか。
まとめ	・ 市民会議の設置は謳う。男女等しく市民公募する。行政は市民活動（地区計画）の意見を聞く。
(2)行政評価	・ 市民評価委員会の設置(行政のスリム化と行政責任)
論点整理 議論のポイント	・ 行政評価システムを公表し市民が評価する仕組みについて
出された意見	・ 行政評価システムの監視は議会の役割が重要。 ・ 事業評価は市民満足度調査を重点プロジェクトなど行う必要がある。 ・ 行政の透明性が大事。
まとめ	・ 行政評価システムを導入し、行政の透明性を市民に公開する。計画評価のチェックは議会の役割とする。事業評価については、市民満足度調査を重点プロジェクト等実施する。
(3) 情報共有の原則	政策決定過程での情報公開(市長の政策方針の決定と市民への情報開示のルール) 情報公開から情報利用へ(知る権利と表現の自由) 徹底した情報公開(争点情報・予算統計情報・議事録等々) 市民への公開方法が曖昧 情報公開、情報提供、分かり易い情報開示についてどう謳うか
論点整理 と と 議論のポイント	・ どの時点から情報を公開するのか ・ 事業の進捗過程に支障はないのかわかりやすい情報開示とは ・ どのような情報を積極公開するのか（情報公開条例）
出された意見	・ 政策形成はどのようになっているのか、部長会は素案として出され、自由な発言をして、問題点を摘出して部で再度協議して市長が決定する。 ・ 記者会見で知るケースがある。 ・ 審議会は市民公募を取り入れているが、かかわった市民とそうでない市民。例えばまちづくり憲法もどの時点で公表するのか。全て意見は公表している。 ・ 市民に説明する時期と対象者との差の問題がある。 ・ 市長あての陳情は、公表すれば地域活動等がわかりやすい。

まとめ	・ 政策形成過程から、市民と行政と議会が情報不一致とならないように、情報を共有して創りだすために、市は説明責任を果たし、市民・議会の意見を聞く。
(４) 説明責任	市政懇談会や住民説明会のルール化 市は、説明責任といって一方的に話しをして、それで市民が分かったと思っているが、責任を果たしたかどうかの判断は市民がするもの。さらに、説明した後の市民からの声に応答することが必要で、その手続もルール化すべき。 行政の説明責任が問われる。説明責任とは何を、どこまですればよいのか曖昧で、ルール化されていない。それでも納得してもらわなくてはならないという、そういう矛盾点を解決していくことが大切。情報公開ともリンクしてくる
論点整理 議論のポイント	・ 市民への説明責任の機会 ・ 市民は理解し納得しているのか ・ 市民の行政不信を払拭するための知恵はないか
出された意見	・ 市は万全と思っているが、市民の受け取る側は様々。 ・ 「いつ」「だれに」「なにを」説明するか明らかにし、特に関係者の範囲は漏れの無いようにする。 ・ 説明会への出席者数の問題はあるが、なるべく多くの機会を設け説明し、その他様々な方法を組み合わせ、根気よく説明するしか方法はない。
まとめ	・ 市民等しく公平に、あらゆる機会を持ち説明しなければならない。市民は積極的に参加する。
課題その 財政運営の原則 (1) 財政状況の公表	納税の義務と財政の健全性 透明性の確保 市の財務状況、予算編成過程、市の保有する財産については必須とする ポイントとなる財政指標を公表する。市民にどのように説明するのか
論点整理 議論のポイント	・ 税財源移譲による自主財源の自由度と透明性 ・ 地域への財源の移譲について ・ 補助金の目的と透明性
出された意見	・ 予算編成過程で、情報公開は出来ないか。(日程的に無理)
まとめ	市の財務状況、財政指標、保有する財産をわかりやすく公表する。
(2) 財産管理	・ 外部監査

論点整理 議論のポイント	・ 先進地の事例を検証する。 ・ 誰を委嘱するのか。
出された意見	・ 清内路のような不正があってはならない。議会の役割が重要だ。
まとめ	除く